

環境一般

環境行政のあゆみ

(S51～H27. 10)

551. 2	住友化学工業（株）と公害防止に関する基本協定及び細目協定を改定締結
3	佐野埋立場汚水収集施設完成
11	パルプ工場排水口を中心とした大野川流域水銀底質調査を実施 ごみ減量対策としてモデル地区で「有価ゴミ集団回収」を開始
52. 1	市内全域で有価ゴミ集団回収を開始
10	大分地域硫酸化物総量削減計画を策定
11	米良清掃工場汚水処理施設完成
53. 3	大分地域公害防止計画（第2次）について承認 鶴崎ごみ焼却場閉鎖 大洲園処現場のし尿処理施設を改造し浄化槽専用処理施設完成（200kℓ/日）
4	振動規制法の地域を指定 大分市廃棄物処理施設管理規則制定
55. 7	COD総量規制施行 悪臭防止法に基づく規制地域、規制基準施行
10	大洲園処理場の高度処理施設完成。（500kℓ/日） 三井造船（株）と公害防止協定を締結
56. 3	鬼崎埋立場の埋立処分地施設整備完成
12	鬼崎埋立場に粗大ごみ処理施設が完成、鬼崎不燃物処理場と名称変更
57. 3	大分油化興産（株）及び昭和酢酸ビニル（株）と公害防止に関する地位取得協定を締結
7	空き缶クリーン作戦「空き缶回収・リサイクル事業」を開始
58. 3	大分地域公害防止計画（第3次）について承認
4	東京芝浦電機（株）と公害防止協定を締結
9	九州電力（株）と公害防止協定を締結
11	東京芝浦電機（株）と公害防止に関する細目協定を締結
59. 1	大洲園処理場の管理棟完成
3	大洲園処理場脱水機設備完成
6	使用済み乾電池の試行回収（モデル地区）開始
60. 4	大分液化ガス共同備蓄（株）と公害防止協定を締結 騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更
9	使用済み乾電池の回収開始（市内全域）
61. 3	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定締結 佐野埋立処分地浸出液処理施設完成
9	東部清掃センター開設（米良清掃工場、佐野埋立場廃止）
10	昭和電工グループ太平洋液化水素（株）と公害防止に関する地位取得協定を締結 大分市環境美化に関する条例制定
62. 3	大気汚染常時監視テレメータシステム導入
10	鶴崎パルプ（株）との公害防止に関する覚書を本州製紙（株）に承継
63. 3	東陶機器（株）と公害防止協定を締結 本州製紙（株）と公害防止協定を締結 播磨耐火煉瓦（株）と公害防止協定を締結 大分地域公害防止計画（第4次）について承認
6	都市内河川水質汚濁対策連絡調整会議（国、県、大分市）設立
8	生活雑排水広域推進事業（環境庁委託）を実施
10	本州製紙（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結 東陶機器（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結

	住吉川浄化対策推進協議会発足
H元. 3	新日鐵化学（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
	昭和電工（株）及びグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定締結
4	大分市騒音防止条例の施行規則の一部改正
7	東陶機器（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
8	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定締結
2. 4	悪臭防止法施行令の一部改正に伴い規制4物質の追加及び規制地域の一部見直し
10	汚濁河川対策計画作成等調査（環境庁委託）実施
3. 8	ごみ減量・リサイクル推進事業庁内検討委員会発足
9	生活排水対策重点地域に指定
11	ごみ減量・リサイクル推進対策協議会発足
4. 1	昭和電工（株）及びグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定締結
2	大分市生活排水対策推進計画を策定
3	九州石油（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
	大分市生活排水対策推進計画策定
	鬼崎不燃物処理場浸出水調整池完成
4	生ごみ処理容器貸与事業を開始（モデル地区）
8	開放型事業場騒音対策検討調査（環境庁委託）実施
9	空き缶リサイクルカー導入
5. 3	大分地域公害防止計画（第5次）について承認
4	大分市有価ごみ集団回収事業報償金の交付開始
6. 4	ごみ処理手数料及び施設使用料を改定
6	尼ヶ瀬川周辺地域生活排水対策モデル事業を開始
	生ごみ処理容器貸与事業を開始（市内全域）
8	大分市環境審議会条例施行
11	東陶機器（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
7. 4	一般廃棄物（事業系ごみ）収集運搬業の許可開始
7	九州電力（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
9	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定締結
11	昭和電工（株）及びグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定締結
8. 10	O I T A自然観察ガイド（市内10コース）を作成
	本州製紙（株）との公害防止に関する覚書を王子製紙（株）に承継
9. 2	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域の変更
4	中核市に移行
	九州石油（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
	産業廃棄物対策事業、浄化槽対策事業を新たに開始
	事業系ごみの市直営による有料収集の廃止
	福宗清掃工場供用開始
	家庭ごみ収集の推奨袋（透明または半透明）制度導入
	資源物（缶・びん・ペットボトル）の分別収集を開始（第1次実施地区）
7	昭和電工（株）及びグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定締結
	東陶機器（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
10	大分市合併処理浄化槽設置指導要綱制定
10. 1	資源物（缶・びん・ペットボトル）の分別収集を開始（市内全域）
	犬・猫等の死体収集運搬業務を民間に委託
2	大分地域公害防止計画（第6次）について承認
5	王子製紙（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結

12	大分市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例制定
11. 3	大分市清掃事業審議会条例制定 大分市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行規則制定
12. 1	ダイオキシン類対策特別措置法施行
3	大分市環境基本計画策定 新日本製鐵（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
4	ハリマセラミック（株）との公害防止協定を黒崎播磨（株）に承継
6	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定締結 大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例制定
11	エコ・エコプラザ（府内町）開設
12	大分市騒音防止条例及び同施行規則の一部改正
13. 3	エコショップ認定事業を開始
4	「新聞類」「その他紙類」「布類」の分別収集開始 家電リサイクル法の施行に伴う一般廃棄物（特定家庭用機器廃棄物）の収集運搬を許可制に移行 電動式生ごみ処理機購入補助事業を開始
12	住友化学工業（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
14. 2	大分地域公害防止計画（第7次）について承認
3	大気汚染常時監視テレメータシステム更新
4	大分市地球温暖化対策実行計画策定 新大洲園処理場使用開始
9	不法投棄監視カメラを市内5箇所に設置
10	王子製紙（株）との公害防止協定を王子板紙（株）に継承
11	新日本製鐵（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結 王子板紙（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
15. 2	土壌汚染対策法施行
3	九州石油（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
4	東部清掃センターを建て替え、佐野清掃センターが稼働開始 大分市と由布市、臼杵市及び竹田市の4市による、可燃ごみの広域処理を開始
6	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定締結
9	昭和電工（株）及びそのグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定締結
10	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更
16. 2	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更
3	九州石油（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結 新日本製鐵（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結 大分キャノン（株）と公害防止に関する基本協定及び細目協定を締結 エコ・エコプラザ閉館
4	きれいにしょうえおおいた推進事業を開始
9	大分キャノン（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
10	野津原、佐賀関両町との合併に伴い騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更
17. 1	野津原町との合併に伴い大分郡環境衛生組合に加入
8	リサイクル可能な紙類の清掃工場への持込を禁止
10	大分郡環境衛生組合を由布大分環境衛生組合に改称
18. 2	大分キャノンマテリアル（株）と公害防止に関する基本協定及び細目協定を締結 騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更

3	新日本製鐵（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
4	「古紙・布類」の収集運搬業務を民間に委託 日鉱金属（株）との公害防止協定を日鉱製錬（株）に継承
7	大分市ポイ捨て等の防止に関する条例施行、府内町等をポイ捨て防止等強化区域に指定
12	大分市環境基本条例制定
19. 1	大分市環境基本条例施行 「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」違反者に対する過料徴収実施
3	南日本造船（株）と公害防止に関する基本協定及び細目協定を締結 大分市一般廃棄物処理基本計画策定
4	大分エコライフプラザ開館 ごみ新分別（12分別に細分化）開始 プラスチック製容器包装（資源プラ）・缶・びん・ペットボトルの委託収集を開始 福宗環境センターリサイクルプラザの稼働開始 あわせ産業廃棄物の清掃工場・埋立場への持込を禁止（脱水汚泥は除く）
12	地球温暖化対策おおいた市民会議設立
20. 3	新日本製鐵（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結 大分市環境基本計画改定
4	一般廃棄物処理業許可手数料の改正 生ごみのコミュニティ回収事業開始 関崎清浄園し尿処理施設廃止 大洲園処理場へ旧佐賀関町のし尿・浄化槽汚泥搬入開始
6	大分市地球温暖化対策行動指針策定
9	昭和電工（株）及びそのグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定締結 住友化学工業（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
10	九州石油（株）との公害防止協定を新日本石油精製（株）に承継
21. 4	段ボールコンポスト普及啓発事業を開始
9	微小粒子状物質（PM2.5）が環境基準項目に追加 ごみ収集車両にハイブリッド車（3台）を導入
22. 4	日鉱製錬（株）との公害防止協定をパンパシフィック・カッパー（株）に承継 特定地域（荷揚町校区ほか）においてごみ収集運搬業務を民間に委託
7	新日本石油精製（株）との公害防止協定をJX日鉱日石エネルギー（株）に承継 昭和エンジニアリング（株）及び昭和高分子（株）との公害防止協定を昭和電工（株）に承継
23. 6	有価物集団回収事業報償金の対象品目に廃食油を追加し回収事業を開始
8	新日鐵化学（株）との公害防止協定をNSスチレンモノマー（株）に承継
24. 3	ごみステーションからの資源物の持ち去り行為を禁止
7	資源物の持ち去り行為の禁止命令違反者に対する罰則規定の適用開始
8	新日本製鐵（株）と公害防止に関する細目協定を改定締結
10	新日本製鐵（株）との公害防止協定を新日鐵住金（株）に承継
25. 2	大分市アライグマ防除実施計画を策定し、アライグマの防除を開始
3	大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定 大分市一般廃棄物処理基本計画改定
4	TOTO（株）との公害防止協定をTOTOアクアテクノ（株）に承継
7	九州電力（株）と公害防止に関する基本協定及び細目協定を改定締結 大分駅南口駅前広場等をポイ捨て防止等強化区域に追加指定
12	大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正 大分市廃棄物処理施設条例の一部改正
26. 3	大分市廃棄物処理施設整備基金条例の制定

4	有価物集団回収事業における紙類・布類の報償金額を引き上げ ごみ拾いパートナー制度実施
11	家庭ごみ有料化制度を開始
27.2	(一社)大分県産業廃棄物協会と災害廃棄物処理の応援に関する細目協定を締結
5	ごみ減量・リサイクル推進懇談会の開始
10	幼稚園等にて未就学児を対象としたごみ減量・リサイクルの紙芝居を開始

大分市環境基本条例

私たちが住む大分市は、緑深き山々、水量豊富な大野川、大分川、豊穡な豊後水道に面した美しい海岸線などすばらしい自然や景観に恵まれている。また、古くから瀬戸内海の海路に通じる要衝として人々が盛んに交流し、優れた歴史的文化的遺産と固有な風土が形づくられるとともに、新産業都市の指定を受けて以来、国内でも有数の工業都市として発展している。

一方、資源やエネルギーを大量消費する現在の社会経済システムの中、私たちは快適で便利な生活を享受しているが、事業活動や日常生活における活動の拡大に伴う環境への負荷の増加が原因で、地域においては廃棄物の処理、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題、また、地球規模では、地球温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化等さまざまな問題が生じ、生物の生存基盤である地球の環境が脅かされるに至っている。

私たちは、自らが引き起こしたこれら環境問題の解決を図り、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくことが、私たちに課せられた重要な責務であることを認識し、一人ひとりがこれまでの利便性と物質的な豊かさを優先させてきた社会経済活動や生活様式を見直し、人と自然が共生する環境優先へとその意識の転換を図っていくことが必要であると考えます。

こうした決意のもと、市、事業者、市民がそれぞれの立場で、また相互に協力して環境問題の解決に努めることにより、人々が良好な環境の中、心の豊かさをはぐくみ質の高い生活を営むことができる社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の特性を活かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続可能な社会が構築されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者がそれぞれの事業活動及び日常生活において、これを自らの課題として環境に配慮した行動を行うことにより、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）に

のっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、地域の構成員として、地域の環境の保全及び創造に貢献するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 水や緑に親しむことのできる生活空間の形成、地域の特性を活かした景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用等が推進されること。

(5) 環境への負荷の低減が図られるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。

(6) 環境の保全及び創造を行うに当たって、市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる仕組みが構築されること。

(7) 地球環境保全が推進されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「大分市環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 大分市環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の基本的方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、大分市環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、大分市環境審議会条例(平成6年大分市条例第7号)第1条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、大分市環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、大分市環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(事業に係る環境配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協定の締結)

第12条 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるように誘導するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する措置について、その効果、影響等を調査し及び研究するものとする。

(環境の保全及び創造に関する事業の推進)

第14条 市は、公共下水道、公共的な廃棄物の処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を行うものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等)

第17条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進等)

第18条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境美化活動、生活排水浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するために行う環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定及び計画の作成、その計画の実施及び実施体制の整備並びにこれらの実行状況の点検等からなる環境の管理が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第19条 市は、第17条に規定する環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等並びに前条第1項に規定する事業者、市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の協働)

第20条 市、事業者、市民及び民間団体は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第23条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするための報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた地球環境保全に関する行動の指針を定め、これに基づく行動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、地球環境保全において、地球温暖化対策が果たす役割の重要性にかんがみ、事業者、市民及び民間団体と協働して地球温暖化対策を推進するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている環境の保全及び創造に関する基本的な計画であつて、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第8条第1項の規定により定められた大分市環境基本計画とみなす。

大分市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、大分市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員27人以内を持って組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第8条 審議会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(大分市公害対策審議会条例の廃止)

2 大分市公害対策審議会条例（昭和40年大分市条例第12号）は、廃止する。

資 1 - 1 第 11 期大分市環境審議会委員

(任期 H26. 8. 1～H28. 7. 31)

区 分	氏 名	勤務先又は推薦団体等	備 考
学識経験を有する者	安田 幸夫	日本文理大学	(会長)
	大上 和敏	大分大学	
	高見 徹	大分工業高等専門学校	
	杉村 忠彦	大分市連合医師会	
	阿部 みどり	大分市薬剤師会	
市議会議員	二宮 博	厚生常任委員長	
	泥谷 郁	厚生常任副委員長	
関係行政機関の職員	藤川 文男	大分地方気象台	
	河野 栄次郎	大分中央警察署	
その他市長が適当と認める者	上田 耕作	大分商工会議所	
	津加 宏	大分県経営者協会	
	西塔 賢	大分県工業倶楽部	
	足立 高浩	大分市工業連合会	
	松尾 竜二	連合大分大分地域協議会	
	荒金 一義	自治委員連絡協議会	
	丸山 博之		
	田中 拓治		
	松尾 敏生	NPO法人大分環境カウンセラー協会	
桑野 恭子	NPO法人地域環境ネットワーク		

環境基本計画

資 2 - 1 事業・制度の実施状況

各主体の取組のうち、行政の取組項目である事業・制度の全 161 項目における実施状況について、実施または推進を A、実施に向け検討を B、実施・検討せずを C、終了・廃止を D の 4 分類で示しています。

年度	A	B	C	D
平成 27 年度	146 項目 (90.7%)	1 項目 (0.6%)	0 項目 (0%)	14 項目 (8.7%)

各主体の実施状況の詳細は以下のとおりとなっています。

1. 多様な生き物の生命をはぐくむ自然との共生を図ります

(1)環境目標「豊かな自然や生き物を大切にします」

基本施策	事業・制度	実施状況
①多様で貴重な自然の保全	国土利用計画	A
	大分市都市計画マスタープラン	A
	大分市緑の基本計画	A
	大分市開発行為指導要綱	A
	市有林整備	A
	大分中部流域林業活性化センターへの支援	A
	自然環境調査	A
	森林整備地域活動支援事業	A
	大分市緑の基金	A
	郷土の緑保全地区の指定	A
	大分市名木の指定	A
②環境と調和した農業の推進	大分市景観計画	A
	大分市農業振興基本計画	A
	大分市農業振興地域整備計画	A
	農業用廃プラスチック適正処理	A
	資源循環型農業推進事業	A
	畜産環境保全対策	A
	技術普及拡大	A
	大分市エコ・アグリ推進支援事業	A
農地・水・環境保全向上対策	A	

○定量目標「農産物認証制度取得農業者数 平成 28 年までに 200 人」

・平成 28 年 3 月 31 日現在、農産物認証制度取得農業者数 183 人

(2)環境目標「人と自然との豊かなふれあいを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①自然に親しむ場所・施設の確保と充実	森林公園整備	A
	ふれあい農業の推進	A
	キャンプ場整備	A
	展望台の管理	A
②レクリエーション・学習の場の確保と活用	林業体験イベント	A
	自然ウォッチング	A
	自然観察会	A
	まるごと田舎暮らし協働体験事業	A
	「農」のある暮らし支援事業	D
	都市・農村交流活動支援事業	A
	自然観察ガイド	A
	環境ポスター展	A

○定量目標「自然体験学習会を年間 20 回以上開催します」

・平成 27 年度は 61 回開催

2. 水や緑に親しみ、快適な暮らしが営めるように取り組みます

(1) 環境目標「緑に恵まれた環境づくりを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①緑の空間の確保	都市計画マスタープラン（再掲）	A
	大分市緑の保全及び創造に関する条例	A
	大分市緑の基本計画（再掲）	A
	緩衝緑地整備と維持管理	A
	活き粋大分街かど空間奨励事業	A
②緑の質の向上	都市緑化基準の設定	B
	都心部公園のリフレッシュ	A
	街路樹管理	A
③緑の啓発の推進	緑地協定	A
	ボランティア団体育成	A

(2) 環境目標「水辺に親しむ環境づくりを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①水辺の保全	水辺の生態系状況調査	A
	農業用溜池の改修	A
	河川環境回復事業	D
②水辺に親しむ場所の創造	西大分ウォーターフロント開発	D
	親水公園の整備	D
	階段護岸の整備	D

(3) 環境目標「個性あるまちなみ景観をつくります」

基本施策	事業・制度	実施状況
①都市景観形成の推進	建築協定	A
	電線類地中化	A
	大分駅周辺総合整備	A
	中心市街地活性化基本計画	A
	大分市景観計画（再掲）	A
	大分市景観条例	A
	ふるさとづくり活動推進	A
②まちの美化対策の推進	大分市環境美化に関する条例	A
	不法投棄防止対策	A
	クリーン推進員	A
	クリーンステーション運動	A
	市民いっせいごみ拾い	A
	きれいにしょうえおおい推進事業	A
	大分市自転車等の放置の防止等に関する条例	A
大分市ポイ捨て等の防止に関する条例	A	

(4)環境目標「歴史・文化を大切にします」

基本施策	事業・制度	実施状況
①文化財の保護・保存・活用	歴史資料館・海部古墳資料館の活用	A
	文化財愛護活動の支援	A
	大友氏遺跡事業	A
	横尾遺跡保存整備事業	A
②文化財の調査の推進	文化財調査活動	A
	伝統文化調査事業	D

3. 大気、水、土壌などを良好な状態に保ち、健康に暮らせるように取り組みます

(1)環境目標「良好な大気環境を維持します」

基本施策	事業・制度	実施状況
①環境監視の推進、工場・事業場 発生源対策の推進	公害防止計画	D
	公害防止（環境保全）協定	A
	テレメータシステムによる常時監視	A
	監視体制	A
	工場・事業場に対する指導	A
	有害大気汚染物質の調査・指導	A
	アスベストに対する調査・指導	A
	緩衝緑地整備と管理	A
	環境保全資金の融資	A
②自動車交通対策の推進	TDM（交通需要マネジメント）調査	A
	道路整備	A
	大分市都市交通円滑化推進計画	A
	低公害車の導入	A
	MM（モビリティ・マネジメント）	A
	登録制レンタサイクル	A
③悪臭対策の推進	工場・事業場に対する規制・指導	A
	測定体制	A

○定量目標「大気汚染物質（二酸化窒素等）環境基準の達成」

- ・光化学オキシダントは全測定局で非達成
- ・SO₂、NO₂、CO、SPMは、全測定局で環境基準（長期的評価）を達成

○定量目標「有害大気汚染物質（ベンゼン等）環境基準の達成」

- ・一般環境1地点、固定発生源周辺3地点、沿道2地点の計6地点で年12回調査を実施し、全ての地点で環境基準を達成

(2)環境目標「良好な水環境を維持します」

基本施策	事業・制度	実施状況
①工場・事業場排水対策の推進	公害防止計画（再掲）	D
	公害防止（環境保全）協定（再掲）	A
	環境測定	A
	小規模事業場排水対策	A
	工場・事業場に対する監視・指導	A
②生活排水対策の推進	公共下水道整備	A
	大分市水洗便所改造助成融資	A
	農業集落排水施設整備	A
	浄化槽設置整備	A
	水質汚濁負荷量調査	A
	しゅんせつ、直接浄化施設などの設置・管理	A
③農業排水対策の推進	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用	A
	農家に対する排水対策指導	A
④地下水・土壌汚染対策の推進	地下水の概況調査、定期モニタリング調査、汚染井戸周辺調査	A
	工場・事業場に対する指導	A
	土壌の一般環境把握調査	A

○定量目標「河川水質 環境基準の達成」

市内河川 10 水域 35 地点で調査を実施

- ・生活環境項目について：環境基準点において有機汚濁の水質指標である BOD75%水質値でみると、全て環境基準を達成
- ・健康項目について：各項目とも全て環境基準を達成

○定量目標「海域水質 環境基準の達成」

別府湾等 9 水域 14 地点で調査を実施

- ・生活環境項目について：有機汚濁の水質指標である COD75%水質値は 1 水域 1 地点で環境基準が非達成、8 水域 13 地点で環境基準を達成
- ・健康項目について：各項目とも全ての地点において環境基準を達成

○定量目標「地下水質 環境基準の達成」

26 地点で地下水調査を実施

- ・概況調査を 10 地点で実施し、全ての地点で環境基準を達成
- ・継続監視調査 16 地点で実施し、9 地点で環境基準を超過

○定量目標「河川及び河川底質、地下水、土壌のダイオキシン類 環境基準の達成」

- ・河川 10 地点で調査を実施し、全て環境基準を達成
- ・河川底質 5 地点で調査を実施し、全て環境基準を達成
- ・地下水 12 地点で調査を実施し、全て環境基準を達成
- ・土壌 5 地点で調査を実施し、全て環境基準を達成

(3)環境目標「騒音・振動を防止します」

基本施策	事業・制度	実施状況
①工場・事業場、建設作業における騒音・振動防止対策の推進	公害防止計画（再掲）	D
	公害防止（環境保全）協定（再掲）	A
	立ち入り調査・指導	A
	建設機械作業の指導	A
	環境測定	A
	工場・事業場に対する指導	A
②近隣騒音対策の推進	啓発活動	A

○定量目標「一般地域における生活環境騒音 環境基準の達成」

- ・環境基準の指定された 6 地点中 6 地点で環境基準を達成（達成率 100%）

○定量目標「自動車交通騒音における生活環境騒音 環境基準及び要請限度の達成」
 ・主要幹線道路 28 地点で自動車交通騒音を測定、面的評価による環境基準達成率
 対象戸数 32,870 戸 昼夜とも基準値以下 29,384 戸 89.4%
 要請限度との比較は、28 地点で要請限度以下

○定量目標「道路交通振動における生活環境振動 要請限度の達成」
 ・主要幹線道路 28 地点で道路交通振動を測定し、全ての地点で要請限度以下

4. 資源、エネルギーを大切に、環境負荷の低減や地球環境の保全に取り組みます

(1)環境目標「ごみの減量化・リサイクルを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①ごみの排出抑制・減量化の推進	一般廃棄物処理基本計画	A
	生ごみ処理容器無償貸与	A
	ごみ減量推進事業所の指定	A
	エコ・ショップ認定	A
	多量排出事業者に対する指導	A
	大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	A
	大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会	A
	生ごみ処理機器購入補助	A
	ごみ減量預金事業	D
②リサイクルの推進	有価物集団回収運動	A
	剪定枝等リサイクル	A
	空き缶クリーン作戦	D
	資源物分別回収	A
	ごみ分別説明会	A
	大分エコライフプラザ	A
	焼却灰・飛灰の資源化処理	A
	リサイクルネット Oita (不用品情報交換システム)	D
③ごみの適正処理	水質検査、排ガス検査、ばいじん等検査	A
	不法投棄パトロール	A
	処理施設の円滑な設置と適正な配置	A
	大分市産業廃棄物処理施設等に関する指導要綱	A
	公害防止 (環境保全) 協定事業者の産業廃棄物処理施設に関する指導要綱	A
	産業廃棄物適正処理指導計画	A

○定量目標「ごみ排出量 (一般廃棄物) (H18 現状値 223,170 t) 平成 28 年までに 146,789 t」
 ・平成 27 年度の排出量 146,789 t

○定量目標「リサイクル率 (一般廃棄物) (H18 現状値 18.4%) 平成 28 年までに 39.2%」
 ・平成 27 年度のリサイクル率 21.9%

○定量目標「最終処分率 (H18 現状値 20.7%) 平成 28 年までに 3.1%」
 ・平成 27 年度の最終処分率 6.2%

(2)環境目標「水・エネルギーの有効利用を進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①水の効率的な利用促進	雨水利用	A
	再生水利用事業	A
	雨水貯留施設設置補助	A
②省エネルギーの促進	省資源・省エネルギー運動	A
	市民エコ・ライフ運動	D
③新エネルギー導入の促進	ごみ焼却余熱利用発電	A
	大分市公共建築物設計基準	A

(3)環境目標「地球環境に配慮した取組を進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①地球温暖化対策の推進	エコ・オフィス運動	A
	大分市地球温暖化対策実行計画	A
	エコエネルギー導入促進事業	A
	温室効果ガス削減推進事業	A
	電気自動車導入事業	A
②オゾン層保護の推進	オゾン層保護の推進	A
③酸性雨対策の推進	酸性雨対策の推進	A

5. 環境の保全と創造に協働して取り組みます

(1)環境目標「教育・学習を進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①環境情報の整備と活用	環境白書	A
	大分エコライフプラザ（再掲）	A
②学校・地域における環境教育・学習の推進	環境とリサイクル講座	A
	環境教育推進計画	A
	啓発行事	A
	環境教育副読本	A
	エコスクールパイロット・モデル事業	A
	環境月間行事	A
	学習会、講演会	A
③地産地消と食育の推進	市民エコ・ライフ運動（再掲）	D

○定量目標「環境学習会・講演会を年間10回以上開催します」

・平成27年度は、39回実施

(2)環境目標「協働の体制づくりを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①人材の発掘、育成とネットワーク化	地球温暖化対策おおいた市民会議	A
	市民活動・消費生活センター（ライフパル）	A
②市民、事業者の環境保全行動の促進	リサイクル関連事業	A
	こどもエコクラブ	A
	きれいにしょうえおおいた推進事業（再掲）	A

○定量目標「こどもエコクラブ登録数（H18現状値5クラブ）平成28年までに30クラブ」

・平成27年度は9クラブ

○定量目標「ボランティア清掃団体登録件数（H18現状値107団体）平成28年までに180団体」

・平成28年3月31日現在、登録団体209団体